

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

1. 2013 年決定初任給調査
2. 厚生年金における外国人氏名のアルファベット登録
3. 雇用保険の給付金等の変更

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 2013 年決定初任給調査

民間シンクタンクの産労総合研究所から、2013 年の初任給決定動向の調査結果が公表されました。

調査結果によると、2013 年 4 月入社の新卒の初任給を引き上げた企業は 10.7%にとどまり、85.3%の企業が初任給を据え置いています。金額を見ても大学卒 202,469 円、高校卒 163,212 円(職種毎の格差がない企業の場合)で、ほぼ横ばいとなっています。

新入社員に対する夏季賞与については、88.8%の企業が支給するとしています。支給方法としては寸志や在籍期間による日割計算が多く、平均支給額は大学卒 81,260 円、高校卒 67,724 円で、大学卒、高校卒ともに約 5 割が 5 万円～10 万円未満となっています。

最近、景気が上向いていると言われていますが、新入社員の給与水準に関しては企業の慎重な姿勢が伺えます。

参考：http://www.e-sanro.net/sri/news/pr_1307/

2. 厚生年金における外国人氏名のアルファベット登録

平成 24 年 7 月から、外国人には外国人登録証に替わり「在留カード」が新たに発行され、氏名は原則としてアルファベット表記となっています。厚生年金保険においても、「アルファベット氏名登録申出書」を提出することにより、従来のカタカナ表記に加え、アルファベット氏名を登録することができるようになりました。

「アルファベット氏名登録申出書」は、新たに入社される方については資格取得時、既に厚生年金に加入されている方については住所変更や扶養の追加等の届出の際に併せて提出します。また、アルファベット氏名は在留カードと同一のものとするため、在留カードまたは住民票のコピーの添付が必要です。

従来はカタカナ表記の誤りや、姓名が逆になる等の理由で年金記録が複数できてしまうことがありましたが、アルファベット氏名を登録しておけば年金記録がバラバラになってしまうリスクを軽減することができます。

参考：<http://www.nenkin.go.jp/n/www/info/detail.jsp?id=23189>

3. 雇用保険の給付金等の変更

平成 24 年度の平均定期給与額(毎月勤労統計調査による、毎月決まって支給する給与の平均額)が、前年比約 0.5%減少したことにより、8 月 1 日から雇用保険の雇用継続給付の支給限度額や、基本手当日額が引き下げられます。

雇用継続給付とは、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付のことで、支給限度額等が 8 月 1 日から変更となります。主な内容は下記の通りです。

①高年齢雇用継続給付

・支給限度額

343,396 円→341,542 円(▲1,854 円)

60 歳以降の給与月額が 60 歳前の給与月額の 75%未満となっても、この金額を超えていると給付金は支給されません。

・最低限度額

1,856 円→1,848 円(▲8 円)

給付金の額がこの金額未満の場合は支給されません。

②育児休業給付

・支給限度額(給付金の月額の上限)
214,650 円→213,450 円(▲1,200 円)

③介護休業給付

・支給限度額(給付金の月額の上限)
171,720 円→170,760 円(▲960 円)

基本手当日額とは、雇用保険の失業給付として支給される 1 日当たりの給付額のこと、賃金日額(原則、離職前 6 ヶ月間の賃金総額を 180 で割った額)の 50～80%です。

8 月 1 日から適用となる基本手当日額の上限額、下限額は下記の通りです。

①上限額

・30 歳未満:6,440 円→6,405 円(▲35 円)
・30 歳以上 45 歳未満:7,155 円→7,115 円(▲40 円)
・45 歳以上 60 歳未満:7,870 円→7,830 円(▲40 円)
・60 歳以上 65 歳未満:6,759 円→6,723 円(▲36 円)

②下限額

・全年齢共通:1,856 円→1,848 円(▲8 円)

(例)

30 歳(加入期間 10 年未満)で給与月額 30 万円の場合

基本手当日額

従前 5,735 円→8 月 1 日以降 5,712 円

自己都合退職した場合の失業給付総額(90 日分)

従前 516,150 円→8 月 1 日以降 514,080 円

給付金の申請をされている方がいらっしゃる場合、支給額が減少する場合がありますので、ご確認ください。

雇用保険の基本手当日額の変更

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000035j9j.html>

(リーフレット)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken/pdf/h250801_leaf01.pdf

雇用保険の各種給付支給限度額の変更

(リーフレット)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken/pdf/h250801_leaf02.pdf

* 毎月1回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。

★ご要望に合わせた個別の人事・労務研修会を開催中！

<http://ameblo.jp/ys-office/entry-11543958690.html>

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL:03-5775-0762 FAX:03-5775-0763

Email : t-sato@ys-office.co.jp

Homepage : <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>
